

下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会 第7回

PPP/PFIに関する下水道分野での政府の最新動向

平成28年11月30日

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

下水道事業における職員数の減少と高齢化

○地方公共団体の下水道担当職員は平成9年度の約4万7千人をピークに減少に転じ、平成23年度では約3万1千人とピーク時の2/3に減少

○都市規模別に見ると、全ての規模の自治体において職員数の減少が進んでいる(図1参照)

○維持管理職員(政令指定都市)は51歳以上の職員が約5割を占めるなど、職員の高齢化が進んでおり、技術力等の継承が懸念される(図2参照)

図1 都市規模別の下水道部署平均職員数(平成22年度)

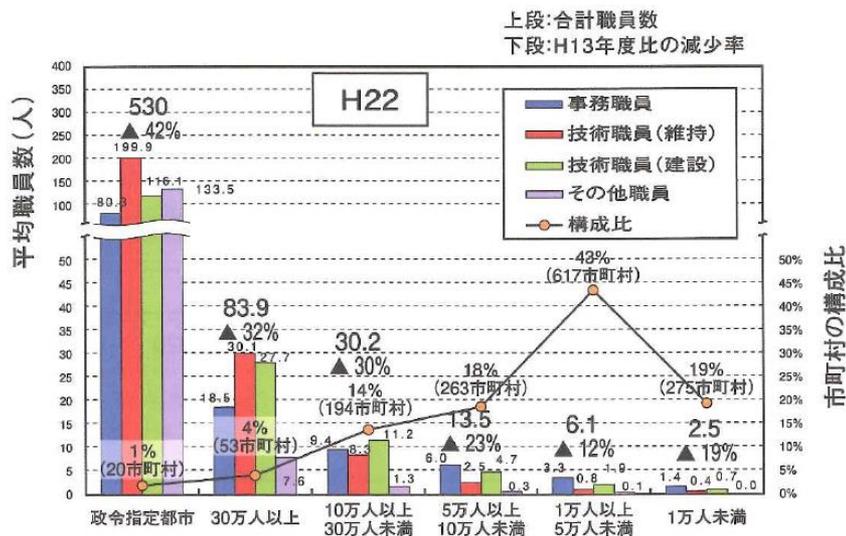


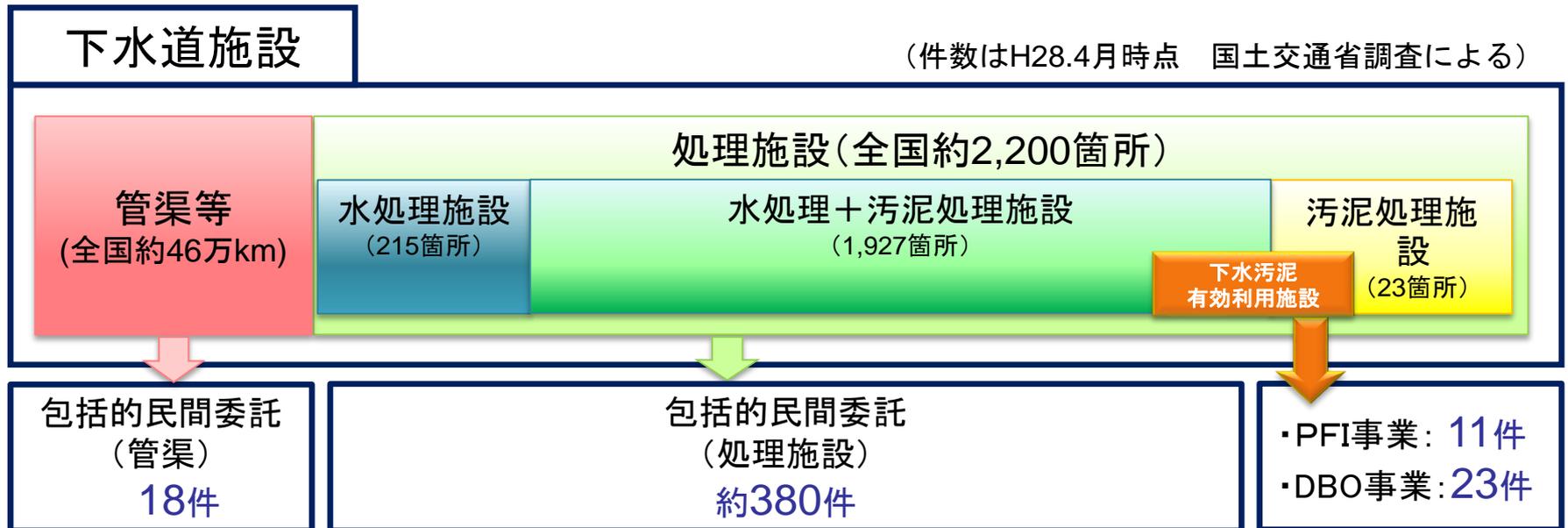
図2 下水道正規職員の年齢構成比(政令指定都市)



※図1及び図2は平成26年7月「新下水道ビジョン」より引用

下水道事業におけるPPP／PFIの実施状況

- 下水処理施設の管理（機械の点検・操作等）については9割以上が単年度の業務委託を含む民間委託を導入している。
- このうち、下水道施設の巡視・点検・調査・清掃・修繕、運転管理・薬品燃料調達・修繕などを一括して複数年にわたり民間に委ねる「包括的民間委託」は約380件導入されており、件数は近年増加中。
- 下水汚泥を利用してガス発電や固形燃料化等を行うPFI事業等は34件実施されており、件数は近年増加中。
- 新たなPFI方式であるコンセッションの導入を浜松市等で検討中であり、国土交通省より、実施方針や契約関係書類の作成等について支援。



下水道分野におけるPPP/PFIの最新動向

未来投資会議 構造改革徹底推進会合

<会合概要>

「日本再興戦略」に基づく構造改革その他の成長戦略の総ざらいを行い、成長戦略の更なる深化・加速化を図るため、個別の議題について分野別に集中的な調査審議を行う。

<推進会合の構成員>

座長：経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣
座長代理：内閣官房長官、経済産業大臣
副座長：経済再生担当大臣を補佐する内閣府副大臣及び大臣政務官
構成員：推進会合の議題に関し特に優れた識見を有する者のうちから座長が指名する者

<議題等>

各種テーマ(第4次産業革命、イノベーション、PPP/PFI医療・介護、ローカルアベノミクス、農業、中小企業・観光・スポーツ・文化等)毎に会合を開催。

PPP/PFI分野については
第1回が10月31日、第2回が11月28日に開催された。

行政事業レビュー(秋のレビュー)

<レビュー概要>

国の事業の意義や効果を総点検し、効率的な実施を推進。事業の点検には、内容や成果、資金用途を記載したレビューシートを作成・公表し、一部の事業については、公開の場で議論を行い、事業の課題を洗い出す。

<歳出改革WG 評価者・参考人(大阪レビュー)>

11月5日(土)「大阪レビュー」in大阪大学

<評価者>

赤井 伸郎：大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
上村 敏之：関西学院大学経済学部教授
田中 弥生：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構教授
中室 牧子：慶應義塾大学総合政策学部准教授
山田 真哉：一般財団法人芸能文化会計財団理事長

<参考人>

城居 宏：大阪市建設局下水道河川部長
鈴木 文彦：大和総研経営コンサルティング部副部長
玉井 得雄：大阪市水道局長
半田 容章：株式会社民間資金等活用事業推進機構代表取締役社長

<論点>

- 大阪市でなぜPFIに取り組むことになったのか。
- 大阪市においてPFIを推進する上で、どのような困難があり、どのような教訓を得たのか。国の支援策は役に立ったのか。
- 大阪市では民間参入のために、どのような工夫を行ったのか。
- 小規模自治体の場合には、どのような課題があるのか。

下水道におけるコンセッションの取組状況

- 浜松市:平成23年度以降、コンセッションの導入可能性、実施契約書(案)の作成等について、国が財政的支援(全額補助)を含めた支援を実施。平成28年2月に運営権事業導入に関する下水道条例を改正し、5月に募集要項等を公表。平成30年度からのコンセッション事業を開始予定。
- 大阪市:平成27年2月に「大阪市下水道事業 経営形態見直し基本方針(案)」を策定し、コンセッション方式の導入による経営形態の見直しを進めているところ。平成28年7月1日に受け皿会社である新会社「クリアウォーター-OSAKA」を設立。スキームが確定次第、速やかに同方式への移行を目指す。
- 奈良市:コンセッション方式の導入に向け、具体的に検討しており、国として支援を行っているところ。
- 三浦市:平成29年1月頃に実施方針の公表を予定、国として支援を行っているところ。

○更なる案件形成を図るため、平成27年10月には「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」(26自治体が参画)を設置。さらに、自治体の首長等に対する働きかけを実施(17自治体)。
(※)・・・平成28年11月末時点

浜松市の事例

<事業内容>

セイエン

○静岡県からの西遠流域下水道の移管(平成28年4月)に伴う職員増員と経費を抑制するため、コンセッション方式の導入により、可能な限り、業務を民間に委ねる。

○事業期間:20年間
(平成30年度～平成49年度)
第三者機関によるモニタリングを実施。



<導入までのスケジュール>

平成26年度	事業スキームの検討、公募書類の作成、資産調査など	国土交通省にて 財政的支援及び 技術的助言を実施
平成27年6月	実施方針(素案)の公表	
平成27年12月	実施方針(案) 要求水準書(案)の公表	
平成28年2月	下水道条例の改正 実施方針の公表 特定事業の選定・公表	包括的民間委託
平成28年4月～	西遠流域下水道移管	
平成28年5月	募集要項等の公表	
平成29年3月	優先交渉権者の選定	
平成29年4月	基本協定の締結	
平成29年10月	運営権設定・実施契約の締結	
平成30年4月	コンセッション事業開始	

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)施行令 の一部を改正する政令案

平成28年11月内閣府作成資料

背景

1. 必要性 <下水道コンセッション事業における料金の一体的徴収>

- 浜松市は、下水道のコンセッション事業（公共施設等運営事業）について、平成30年4月の事業開始を目指して準備中。事業開始後は、**コンセッション事業者（公共施設等運営権者）が利用料金を自らの収入として収受することとなる。**
- 利用者利便の観点から、市が事業開始後も引き続き上下水道の料金を一体的に徴収するため、**コンセッション事業者の委託を受けて市が利用料金を収受し、市の所有に属しない現金として保管した上で、コンセッション事業者に送金する必要がある。**

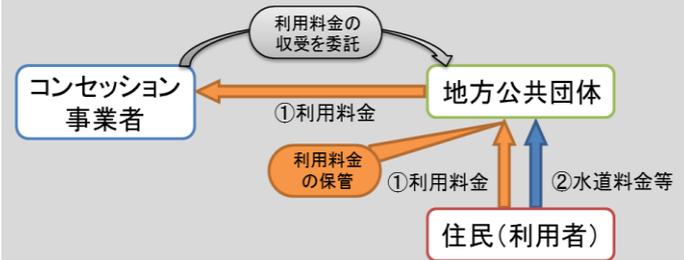
2. 課題 <地方公共団体の所有に属しない現金の保管の禁止>

地方自治法は、法律又は政令の規定によるものを除き、**地方公共団体の所有に属しない現金の保管を禁止**している。

3. 対応の方向性 <特例の措置>

料金の一体的徴収の必要性は、水道など他の分野のコンセッション事業においても想定されるため、下水道法体系ではなく、PFI法施行令を改正し、以下のとおり、**地方公共団体の所有に属しない現金の保管の禁止の特例を設ける。**

<一体的徴収のスキーム図>



- ①コンセッション事業者の下水道利用料金(コンセッション事業分)
- ②地方公共団体の水道料金及び下水道使用料
(当該事業の対象外の業務分)

<浜松市の下水道コンセッション事業のスケジュール>

平成28年5月	募集要項等の公表
平成28年12月1日～	提案書類の受付
平成29年3月	優先交渉権者の選定
平成29年10月	運営権設定、実施契約の締結
平成30年4月	事業開始

政令案の概要

<地方公共団体による利用料金の収受>

地方公共団体は、コンセッション事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、料金の一体的徴収の必要があると認めるときは、**コンセッション事業者の委託を受けて、利用料金を収受することができる**こととする。

(施行期日) 公布の日(平成28年11月30日予定)

※ 浜松市のコンセッション事業者選定手続において、12月1日に受付が始まる事業者の提案書類に料金の徴収方法を記載しなければならないため、その前までに本政令を施行する必要がある。

○コンセッション事業(公共施設等運営事業)

利用料金の徴収を行う公共施設について、所有権を公共が有したまま民間事業者(コンセッション事業者)に当該施設の運営を委ね、当該事業者が利用料金を自らの収入として収受する事業。

○地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の4第2項

債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。

下水道事業のコンセッション導入に対する支援状況

ガイドラインの整備

- 下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン(H26.3)

案件形成に向けた情報・ノウハウの共有

- 「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」設置(H27.10)
- ・コンセッションを含む多様なPPP/PFI手法の導入方策を検討し、情報・ノウハウの共有を図る。
- ・浜松市等の先行事例の紹介、意見交換を実施



写真 検討会の様子

技術的助言

- コンセッションを含むPPP/PFIの導入を検討する地方公共団体に対し、技術的な助言を実施。

財政的支援

○準備事業への支援

＜下水道部＞

コンセッション事業の導入に前向きな自治体に対しては案件形成や実施方針・契約書作成等の支援を実施。

＜総合政策局 官民連携政策課＞

コンセッションを含む先導的な官民連携事業導入について、検討・調査を実施しようとする地方公共団体等に対し、検討・調査の費用を支援。

○社会資本整備総合交付金の重点配分

下水道分野におけるPPP/PFI事業に対して、社会資本整備総合交付金等の重点的な支援を実施。

○一括設計審査の運用の明確化

PFI等を活用する下水道事業に係る、一括設計審査(全体設計)の運用を明確化。

(事務連絡「PFI等を活用する下水道事業における一括設計審査(全体設計)の運用について」(H28.1.7))

○補助金(民間活カイノベーション推進下水道事業)の実施

下水道施設及び当該施設と一体的な民間施設の整備に関するPPP/PFI事業への補助制度を実施(H27～)。

PPP/PFI推進アクションプラン (平成28年5月18日 民間資金等活用事業推進会議決定)

3. 推進のための施策

(1) 実効性のある優先的検討の推進

- ④ 地方公共団体が上下水道の重点分野の **優先的検討規程を定める場合に参考となるべきガイドラインを策定**する。(平成28年度末まで)
- ⑤ 下水道及び都市公園の **交付金事業の実施又は補助金採択の際、PPP/PFIの導入検討を一部要件化**する。(平成28年度末まで)

4. 集中取組方針

(2) 重点分野と目標

③ 下水道

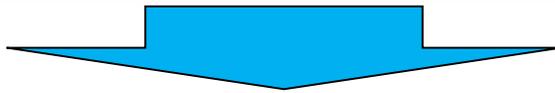
次に掲げる措置等により、平成26年度から平成28年度までの集中強化期間中に6件のコンセッション事業の具体化を目標とする。

- ・下水道管理者ごとに処理人口の減少や維持更新費の増加等を反映した中長期的な下水道料金の見込みを公表すること等により、下水道事業に関する課題が地域において共有されるよう、国において積極的に関与する。(平成28年度から)
- ・下水道にコンセッション事業を活用することにより民間経営の原理を導入することが、下水道事業の長期的な健全性を確保することにとって有効な方策であることを国が率先して示すことにより、地方公共団体によるコンセッション事業の活用を強力に後押しする。(平成28年度から)
- ・全てを料金収入で賄うのではなく、一定の公費負担を前提とする下水道事業に地方公共団体がコンセッション事業を円滑に導入できるよう分かりやすい導入モデル等を示すなどの支援等を講じる。(平成28年度から)
- ・先行的に下水道のコンセッション事業に取り組んでいる浜松市及び大阪市に対し、技術的な助言を実施する。(平成28年度から)
- ・**「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」を引き続き開催し、先行事例の横展開と案件形成を図る。**(平成28年度から)
- ・**モデル都市の下水道事業におけるPPP/PFI事業の導入に向けた検討・調査を支援する。**(平成28年度から)
- ・下水道事業の具体の案件形成を行うため、首長等へのトップセールスを実施する。(平成28年度末まで)
- ・これらの取組の実施状況について、四半期ごとにフォローアップを行う。(平成28年度から)

多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針

「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」 (平成27年12月15日 民間資金等活用事業推進会議 決定)

- 次の事項について、人口20万人以上の地方公共団体に要請
 - ①公共施設等の整備等(新規建設、改修のみならず、運営、維持管理を含む)の方針を検討する場合に、従来型手法に優先してPPP/PFI手法の導入が適切かどうか検討すること(優先的検討の実施)
 - ②地域の実情を踏まえ、指針に基づき、管理する公共施設等の優先的検討のために、次の3要件に合致した手続、基準等を定めること(優先的検討規程の策定)
 - ア 明確に定めた対象事業について優先的検討を行うこと
 - イ 客観的な基準によりPPP/PFI手法導入の適否を評価すること
 - ウ イの結果、PPP/PFI手法導入に適しないとした場合は、その評価内容を公表すること
 - ③定めた優先的検討規程を的確に運用すること



「下水道事業におけるPPP/PFI手法導入優先的検討規定策定のための ガイドライン(案)」(H28年度内公表予定 国交省下水道部)

- ガイドライン(案)の位置付け
 - 具体的な公共施設である下水道事業を対象に、その実情を踏まえ、事業管理者である地方公共団体が、PPP/PFI手法導入のための優先的検討規程を作成する際に資する考え方をまとめたもの